

とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム参加校協働事業実施委員会設置要項

平成28年2月9日

とくしま元気印イノベーション人材育成協議会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」(以下「プログラム」という。)において実施する、徳島大学、四国大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学、徳島工業短期大学及び阿南工業高等専門学校(以下「参加校」という。)の協働事業に関する検討を行うとくしま元気印イノベーション人材育成プログラム参加校協働事業実施委員会(以下「実施委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 実施委員会は、参加校によるコンソーシアムを設置し、プログラムによる県内就職率向上に向けた参加校協働事業について検討するとともに、各参加校において個別に実施する県内就職率向上に向けた事業の協働事業化について検討を行う。

(組織)

第3条 実施委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 徳島大学COCプラス推進本部推進監
- (2) 徳島大学以外の参加校から選出された者 各2名
- (3) 徳島県から選出された者 2名
- (4) 徳島大学COCプラス推進コーディネーター
- (5) その他実施委員会が必要と認める者

(委員長)

第4条 実施委員会に委員長を置き、とくしま元気印イノベーション人材育成協議会会長が指名する。

- 2 委員長は、実施委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実施委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 実施委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 実施委員会の庶務は、徳島大学において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、実施委員会について必要な事項は、実施委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年2月9日から実施する。